

平成 30 年 2 月 21 日

各 位

とびうめ信用組合

公表文書の訂正とお詫び

この度、誠に遺憾ながら、平成 30 年 1 月 19 日および平成 30 年 2 月 9 日に公表しておりました業務用携帯電話の紛失事故の内容につきまして、当組合の携帯電話の使用停止措置に関する認識に間違いがあることが判明しましたので、訂正の内容とお客さまへの影響について改めてご報告いたします。

個人情報等の漏えい事故の公表においては、十分な調査をもとにお客さまへの影響を適切にお伝えすべきところ、このような事態を招いたことについて誠に申し訳なく役職員一同深く反省するとともに、心よりお詫び申し上げます。

○訂正の内容

上記 2 件の公表文書では、「通信事業者による使用停止措置以降は、電話機本体の使用はできなくなっております。」とご説明しておりましたが、通信業者への再確認により、電源を入れることが可能な状態である場合は、電話帳などの登録データを閲覧することは可能となることが判明しました。

当組合は、通信事業者による使用停止措置のしくみを十分に理解しないまま、代替機による利用開始手続きを進めてしまい、その結果、使用停止措置が解除されていることに気付かず、誤った内容で公表をしておりました。

○お客さまへの影響

公表文書では、「紛失した携帯電話に登録したお客さまの情報について、拾得者等に不正に利用される可能性は低い」とご説明していましたが、上記のとおり、紛失した携帯電話が、破損や水没等による使用不能の状態でない限り、お客さまの氏名、電話番号の閲覧が可能な状態であり、拾得者等に不正利用される可能性がございます。

これまでのところ、お客さまの情報が不正に使用されたとのご連絡やお問い合わせはございませんが、不審な電話等には十分にご注意いただき、万一の際は当組合または警察へご相談いただきますようお願いいたします。

なお、平成 30 年 2 月 9 日に公表いたしました小郡支店の携帯電話には、電話機本体へパスワードを設定しているため、拾得者等より閲覧される可能性は低いことが考えられますが、念のため同様のご注意ください。

※本件につきまして、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

＜本件についてのお問い合わせ窓口＞

本部 業務部 TEL : 092-483-7300

受付時間 平日 9 : 00～17 : 00